



内閣府

令和5年10月2日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

しろ まえちよう
国道330号城前町地区電線共同溝PFI事業の
実施に関する方針を公表します

沖縄総合事務局では、国道330号城前町地区電線共同溝PFI事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により、特定事業の実施に関する方針を策定しましたので、同条第3項の規定により公表します。

- ◆ 特定事業の概要、今後のスケジュール（予定）
詳細は、次の沖縄総合事務局ホームページよりご覧いただけます。
https://www.ogb.go.jp/kaiken/michi/kaiken_michi_pfi
- ◆ 特定事業の概要
事業名：国道330号城前町地区電線共同溝PFI事業
事業方式：サービス購入型、BTO（Build-Transfer-Operate）方式
事業内容：国道330号城前町地区電線共同溝の設計、整備、維持管理
事業概要：別添資料のとおり
意見・質問受付期間：令和5年10月2日(月)から
令和5年10月10日(火)17時まで

【問い合わせ先】

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 TEL：098-866-1915（直通）
道路管理課 課長 渡久山雄一
課長補佐 仲村将成

国道330号^{しろまえちょう}城前町地区電線共同溝PFI事業の概要

1. 事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものである。

また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業の実施や財政負担の平準化を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。)に基づくPFI手法を導入するものである。

2. 事業内容

国道330号城前町地区の無電柱化を進めるため、電線共同溝整備の設計、整備、維持管理を実施する。

3. 事業の対象となる電線共同溝の概要

事業名： 国道330号^{しろまえちょう}城前町地区電線共同溝PFI事業

場所： 沖縄県沖縄市^{てらや}照屋一丁目～沖縄県沖縄市^{こや}胡屋一丁目

整備延長： 2.0km (道路延長： 1.0km)

4. 特定事業の概要

PFI手法(サービス購入型、BTO(Build-Transfer-Operate)方式)による、電線共同溝の設計、整備、維持管理

5. 事業期間

事業契約の締結日から令和35年3月末まで

6. 民間事業者の選定方法(予定)

本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、総合評価落札方式により選定することを予定している。

